

6 土 (技) 第 490 号  
令和 7 年 2 月 28 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

建設工事現場における法令遵守の徹底について

建設工事現場における法令遵守については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、県発注の橋りょう補修工事において、労働基準監督署のパトロールにより、事業場における化学物質の管理に関して、労働安全衛生法第 22 条(労働安全衛生規則第 12 条の 5)に違反したとして是正勧告された事例が発生しました。

つきましては、今後、このような事案が再び発生することのないよう、改めて貴下会員に対し、労働安全衛生法等の関係法令の遵守等、業界全体で再発防止に万全を期すよう指導をお願いします。